

A6 賃金、教育訓練、福利厚生施設、正社員への転換など、一定の待遇について、パートタイム労働者から待遇を決定するに当たり考慮した事項の説明を求められた場合、経営者には説明義務があります（平成20年4月から）。

例) 賃金の決定方法についての説明を求められたとき

○「正社員の仕事内容に比べて仕事内容が軽易で、責任の程度も低いものなので、『職務の内容』を勘案して賃金に差を設けています。仕事内容が変われば、賃金は仕事内容に応じたものになります。」

×「あなたはパートタイム労働者だから賃金は〇〇円です。」

なお、“パートタイム労働者が納得するまで説明すること”までは求められていません。

【パート法 13】